B 1 - 3 3

5 年 保 存(常) (令和11年12月31日まで)

F N . B 1 - 3 - 2 鹿 生 企 第 2 5 2 号 鹿 地 第 2 2 8 号 鹿 人 少 第 2 5 7 号 鹿 刑 企 第 1 9 7 号

各 部 長 各参事官 殿 各所属長



保護の適正な取扱いの徹底について(通達)

保護業務については、保護取扱規程(昭和35年鹿児島県警察本部訓令第14号。以下「訓令」という。)に基づき、「保護の適正な取扱いの徹底について(通達)」(令和2年7月1日付け鹿生企第215号ほか。以下「旧通達」という。)により運用してきたところであるが、このたび、訓令の見直し及び規定様式の一部の押印手続きを廃止するなど旧通達の一部を改正したので、各所属においては誤りのないよう運用されたい。

なお、この通達は令和6年10月1日から施行し、旧通達は令和6年9月30日限り廃止する。

記

第1 保護業務の適切な取扱い

1 保護業務の重要性の再認識

保護業務は警察に課せられた重要な責務であるから、保護に当たっては、当該者が保護を要する者に該当するか否かの判断を的確に行い、保護を要すると判断した場合には、き然とした職務執行により、保護取扱いに万全を期すべきことを全職員に認識させること。

- 2 基本的な留意事項の徹底
 - (1) 保護主任者等による保護状況の把握及び保護取扱者による保護主任者等への報告の励行

保護の報告を受けた生活安全担当課長、同課長が退庁若しくは不在の場合における当番勤務責任者又は警察署長の指定した者(以下「保護主任者等」という。)は、保護に当たっている警察官(以下「保護取扱者」という。)任せとすることなく、保護場所の選定、動静監視の体制、事故防止措置等について的確に判断し、

自らが保護取扱者に対して個々具体的な指揮を行うとともに、保護の状況の確認 に努めること。

特に、被保護者について特異な動向が認められる場合には、所属長が自ら状況を掌握し、必要な指揮監督を行うこと。

また、保護取扱者は、保護を継続している間、保護の状況について保護主任者等の幹部に対する適時の報告を行うこと。

(2) 適切な保護場所の選定

保護する場所は、保護取扱者の所属する警察署の保護室、宿直室又は休憩室その他適切な場所(以下「保護室等」という。)とする。ただし、保護室以外の場所における保護は、被保護者の態様に応じ、その場所における動静監視の有用性等を考慮した上で、やむを得ない事情がある場合又は保護のため適切であると認められる場合に限る。

なお、保護室等がなく、また、使用できない場合の対応については、隣接署等 への搬送を含め、速やかに再検討し、適切な保護場所の確保に努めること。

(3) 動静監視の徹底等

ア 保護着手時においては、被保護者が医療措置を必要とする傷病者である可能性を念頭に置き、被保護者の身体及び周囲の状況等について観察を徹底し、その結果異常が発見されるなど、必要と認められるときには、速やかに医師の診察を受けさせること。

イ 被保護者が負傷、自殺、火災その他自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす事故を起こすことのないよう、保護の開始から解除までの間、被保護者の動静監視を徹底し事故防止に万全を期すこと。

また、保護室等については、保護中の事故を防止するため、保護に不要な物は撤去するなど常に環境整備に努めること。

(4) 危険物等の管理と安全確保

被保護者が、自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれのある 凶器、毒物、爆発物等の危険物を所持している場合においては、当該危険物を保 管するなど、適切に危険回避措置を講ずること。

(5) 適切な搬送の実施

被保護者を保護室等に搬送する場合は、被保護者の身体の安全を十分に考え、 適切と認められる手段・方法により行うこと。

また、車両を用いる場合は、被保護者の容態の急変等にも対応できるよう可能な限り複数の者を従事させること。

3 指導教養の徹底

(1) 保護主任者等に対する教養

保護主任者等に対し、各種会議、業務研修会の開催等を通じ、その任務について周知させること。

(2) 生活安全担当課員に対する教養

保護を所管する生活安全担当課員に対して、保護に係る関係法令、被保護者の 観察、保護具の使用要領その他保護に係る教養はもとより、保護室及び保護具の 点検整備の徹底についても指導すること。

(3) 当番勤務員に対する教養

保護の取扱いは、執務時間中に限らず、休日、夜間等執務時間以外においても 万全を期す必要があることから、当番勤務に従事する警察官に対し、各種会議、 業務研修会の開催等を通じて、保護具の使用要領等実践的な訓練を実施するほか 被保護者の観察及び動静監視の重要性等に関する教養を恒常的に実施すること。

(4) 地域警察官に対する教養

保護を取り扱う機会の多い地域警察官に対し、保護に係る関係法令はもとより、 被保護者の観察、保護具等の使用、危険物の保管等について、具体的事案を想定 した教養を実施するなど、実務に応じた教養を徹底すること。

4 業務管理の徹底

保護の取扱いに関し、2の基本的留意事項が徹底されているか、保護主任者等に対する報告が適時適切に行われているか、保護主任者等による的確な指示と、適切な措置が講じられているか、保護カード(別記第1号様式)が適正に作成されているか、簡易裁判所への通知が確実に行われているかなどの点検を随時実施し、業務管理を徹底すること。

第2 保護取扱規程の運用上の留意事項

1 趣旨及び心構え(第1条、第2条)

保護は、警察に課せられた重要な責務であり、根拠法令に基づいて本人のために行うものであることから、保護を要する者であるかどうかの判断は、根拠法令が定める保護の要件に該当するか否かを検討の上、的確に行い、保護を要すると判断し、保護した場合には、その者の生命、身体等の安全確保のため責任を持って当たるよう配意すること。

2 保護カードの作成要領 (第4条の2)

保護事案については、全て総合事件管理システム(以下「システム」という。) に登録し、保護カードをシステムで作成すること。ただし、(その2)の給与欄及び(その3)については、システムで保護カードを印刷後、手書きで記入すること。 保護カードは、保護が適法かつ適正に行われたことを疎明するものであることか

(1) 保護の法的根拠及び保護の区分欄

ア 該当する法的根拠、保護の区分をシステムにより選択すること。

ら、保護を行った警察官が取り扱った事実を確実に入力すること。

イ 警察官職務執行法(昭和23年法律第136号。以下「警職法」という。)第3条 第1項第2号により保護した場合における「その他」としては、捨て子、飢餓 にひんしている者、山岳で遭難した者、道に迷った病弱な高齢者等が考えられ、 その態様については、具体的に入力すること。

(2) 被保護者欄

「引取連絡先」には、本人から聴取の上、身柄引取等を考慮し、確実な連絡先を入力すること。

なお、本人から聴取できない場合等については、被保護者の住所等の確認処置 (第6条)を執ること。

(3) 発見時の状況及び保護を必要と認めた理由欄

発見時の状況及び保護を必要と認めた理由を詳細かつ具体的に入力するとともに、保護した際に警察官が執った措置についても具体的に入力し、当該保護の適法性及び妥当性の疎明に努めること。

例: 本部通信指令室からの指令により、現場臨場したところ、被保護者は木 刀を持って「貴様ら何者だ。天罰だ。殺すぞ。」などとわめきちらしなが ら、本職に向かって木刀を振り回すなどし、一見して明らかに精神錯乱の 状態にあり、このまま放置すれば自らを傷つけ、又は他人に危害を与える おそれがあると判断し、その場で刺股を使用して本人の体を制圧して保護 した。

(4) 保護の期間欄

「保護の期間」は、保護開始時から被保護者の家族等への身柄引渡し時までの 確実な時間を入力すること。

(5) 備考欄

保護後の警察官の対応状況、身柄引継ぎの状況、その他参考になる事項等を具体的に入力すること。

(6) 身体特徴等欄

身元特定、捜索等の参考となる事項を具体的に入力すること。

(7) 徹底した観察の実施

保護後は、直ちに徹底した観察を実施して傷病の有無を把握し、医療措置を必要とする場合には、確実に医師の診断を受けさせるなど、後日、紛議を招くことのないよう留意すること。この場合において、診察費、治療費については、本人又は親族等の関係者に対し、被保護者側の負担となることを確認させておくこと。

(8) 被保護者の身柄の引渡し

被保護者の身柄は、責任ある者に引き取らせるなどして、保護の終了時間を確認させておくとともに、身柄引取(引継)書を確実に記載させること。

3 事故防止(第7条、第9条)

保護に当たっては、被保護者が自傷他害の事故を起こすことがないように十分注意し、危険物等を所持している場合は、当該危険物を適正に保管するとともに、保護カードに記載し、その所在を明らかにしておくこと。

4 保護具の使用(第8条)

被保護者の行動を抑止するための手段として保護具を使用できるものとする。 なお、保護具の使用等に関する事項については、別に定める。

- 5 関係機関への引渡し措置(第12条)
 - (1) 第1号は、病人、負傷者等であって身寄りが無い場合、行旅病人及行旅死亡人 取扱法(明治32年法律第93号)及び生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に 基づき市町村長に引き継ぐこと。
 - (2) 第2号は、前号の規定にかかわらず被保護者が18歳未満の児童である場合は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定に基づき、福祉事務所長又は、児童相談所に通告して引き継ぐこと。

6 簡易裁判所への通知(第17条)

警職法第3条第1項及び酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律(昭和36年法律第103号。以下「酩酊者規制法」という。)第3条第1項の規定により保護した場合は、保護通知書により必ず簡易裁判所に通知すること。

7 県知事又は保健所長への通報(第18条)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第23条又は酩酊者規制法第7条の規定による保健所長への通報は、精神障害者(アルコールの慢性中毒者)等の発見、保護通報書(別記第2号様式)により行うこと。ただし、急を要するためやむを得ない場合は、口頭、電話等により通報できるものとするが、この場合であっても、通報後速やかに当該通報に係る保護通報書を送付すること。

- 8 児童等の一時保護等(第21条) 訓令に定める児童の一時保護等に関する対象法令等は、次のとおりである。
 - (1) 児童福祉法第33条の規定により、児童相談所長の委託を受けて児童の一時保護を行う場合
 - (2) 少年法(昭和23年法律第168号)第13条第2項(同法第26条第5項において準用する場合を含む。)の規定により同行状を執行する場合
 - (3) 少年法第26条第1項の規定により家庭裁判所の決定を執行する場合
 - (4) 少年院法(平成26年法律第58号)第89条第2項の規定により、少年院から逃走 した者を連れ戻す場合
 - (5) 少年院法第90条第5項の規定により、解放された保護処分在院者を連れ戻す場合
 - (6) 少年鑑別所法(平成26年法律第59号)第78条第2項の規定により、少年鑑別所 から逃走した者を連れ戻す場合
 - (7) 少年鑑別所法第79条第5項の規定により、解放された被観護措置者等を連れ戻す場合
 - (8) 更生保護法(平成19年法律第88号)第63条第6項の規定により、引致状による 引致を行う場合
 - (9) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第39条第2項の規定に基づき、精神科病院から無断で退去しその行方が不明になった者を保護する場合
 - (10) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律 (平成15年法律第110号) 第75条第2項の規定により、同行状が発せられた者を保 護する場合
 - (11) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律 第99条第4項の規定により、指定入院医療機関を無断で退去した者を保護する場 合

第3 様式について

1 訓令に定める各書類の様式については、次のとおりとする。

- (1) 保護カード (別記第1号様式)
- (2) 精神障害者 (アルコールの慢性中毒) 等の発見、保護通報書 (別記第2号様式)
- (3) 保護期間延長許可状請求書(別記第3号様式)
- (4) 保護通知書(別記第4号様式)
- 2 押印の廃止等

保護カード(別記第1号様式)

- (1) 「簡裁への通知」欄及び「保健所への通知」欄 別記第1号様式(その1)中、下段に記載の「簡裁への通知」欄及び「保健所 への通知」欄を右上部へ移動した。
- (2) 「保管金品の明細」欄

別記第1号様式(その3)「保管金品の明細」欄中の「受領者印」を「受領者」 に改めたことから、返還時に保管金品の受領者に記名させること。

第4 保護業務に関する特異事案の速報

保護業務に関し、次の特異事案が発生した場合は、保護業務に関する特異事案発生 の速報書(別記第5号様式)により速やかに報告すること。

- 1 被保護者が死亡又は負傷した事案(自殺、自傷については未遂を含む。)
- 2 被保護者が逃走した事案
- 3 保護業務に関して職員が殉職し、又は負傷した事案
- 4 米軍人、米軍属(家族を含む。)の保護事案
- 5 訟務案件に発展するおそれのある事案
- 6 その他、全国ニュース又は全国紙で大きく報道される可能性がある事案

第5 速やかな確認及び報告

システム入力した事案については、誤り、入力漏れ等がないか各署生活安全担当係において速やかに内容確認の上、生活安全企画課にシステム送信し報告すること。

第6 関係機関との連携

- 1 保護業務に関し、関係機関へ情報提供する場合は、提供を受けた関係機関による対象家庭に対する支援等の事後対応が円滑に行われるように配意すること。
- 2 情報提供に関しては、その範囲、実施方法、提供を受けた情報の取扱方法等について関係機関との間で事前に十分な協議を行い、運用等に疑義が生じないようにすること。

(その1)

第1号様式 (第3の1(1)関係)

署長	副署(次)長	刑事官等	課	長	代理	主但	E 係	保護主任者	簡裁へ	の通知
				\neg					年	月 日
									保健所へ	の通報
									年	月日
		職			丑	名			=	
保証	雙取扱者	職			A	名				
		職			A	名				
		•		保	護力	· —	ド			
	保護の法的	根拠								
	保護の区	分								
	本 籍									
被	住 所									
被保護者	氏 名							職業		
者	年 齢							性別		
	引取連絡先	氏名			電話番	号		続 柄		
発見	の日時					·		·		
発見	の場所									
発見	の端緒									
及び信	寺の状況 呆護を必 忍めた理					17.				
保護	の期間	年 年		月 月	日日	時 時	分から 分まで		時間	分
保護	の場所									
外傷等	等の状況									
備	考									

						被伪	よ護者 かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん おいかん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん か	全						
	月	日												_
給	食	朝												
		昼												
与	事	夜												
	医损	寮他												
保 延長理由 護 期 許可状発														
期間	許	可状発	<u>\$</u>											
の 付裁判官							簡	易裁判	判所裁	判官				
延 長	延長期間			年	月		日	時	分か	5	日		時間	
攴	<u> </u>	建 区/奶间			年	月		日	時	分ま	で	H		H J [□]
ļ	異名の	有無						異	名					
認知	1症疑	いの有	「無					推定	年齢					
لِ	身体特													

被保護者名

				管金品	1 <i>(</i>)	明細			
			1			明細	\ <u></u>	/m IB=	
			-	預り 欄			返	還欄	
	品 名	数量	月日	取扱者	保管	月日	受領者	預入れ者	返還
	_		7 1.	77.30	者印	/ 1.	200	との関係	者印
1			/			/			
2			/			/			
3			/			/			
4			/			/			
5			/			/			
6			/			/			
7			/			/			
8			/			/			
9			/			/			
10			/			/			
11			/			/			
12			/			/			
13			/			/			
14			/			/			
15			/			/			
16			/			/			
17			/			/			
18			/			/			
19			/			/			
現金	合計	円	/			/			
内		5千円札	枚	2 千円村	L 枚	千円;	<u> </u>	500円硬金	<u></u> 貨 枚
⇒ n	100円硬貨 枚	50円硬貨	枚	10円硬貨	 枚	5 円在	硬貨 枚	1 円硬貨	枚
3	面り時 立会 /	从氏名			追	環時 立	· 会 人 氏 名	<u>.</u>	

預り時 立会人氏名 | 返還時 立会人氏名

身柄引取(引継)書

年 月 日

警察署長 殿

引取 (引継) 者

住所

続柄 職業

氏名 生年月日 年 月 日生(歳)

連絡先

保護を受けていた

を本日私が引き取り(引き継ぎ)

ました。

<u> </u>	10-4 () 2		± (=/ /	74 P1 17								
									第		号	
									年	月	日	
曲		1 幺	п重									
保	児 島 県 健	所	長	殿								
									警 察	署	長	
	精神	津障	害者	(アルコ	コール	の慢性中毒)	等の発	見、保証	雙通報書	:		
	T r	forfan	T									
被	本	籍										
被保護者	住	所							7 ↓₩□□ 1			
者	氏 生 年 日	名口		左	FI				【性別】			
 保護	生年月住所			——年	月	日			【年齢】			
義務者	氏名								【続柄】			
	ı								I NyL111 I			
発 見	時	間			年	月	日	午		時		分
発見	場	所										
保護	開 始 時	間			年	月	日	午		時		分
 保 護	の場	所										
状		況										
取 扱	係	名						(1	系,交番	,駐	在所)
備		考										
νm		,										

							年	月	日
簡易裁判	所裁判官	殿					4	警 察	署長
		保護期	間延長	長許可	状請求書				
下記の者に	対する保護基	期間延長		犬の発 記	付を請求す	-る。			
住 所 職 業 氏 名 年 齢					年	月	日生	(歳)
保護開始の 年月日時	年	月	日	午	時	分			
保護延長を	年	月	日	午	時	分が	いら		
求める期間	年	月	日	午	時	分。	きで		
保護の場所									
保護の事由 及び保護延 長を必要と する理由									

				第	/r:	п	号
簡易裁判所裁判官 殿					年	月	日
				警	察	署	長
保護通知書	年	月	日	から	7日間		
	年	月	日	まで			

氏 名 年齢 住 居 理 由 日 時 日 時 住所	・氏名

	被	保 詞		保護の	保護の	引渡	引 渡 先
氏	名	年齢	住	 理由	日時	日時	住所・氏名

保護業務に関する特異事案発生の速報書

事案名	自殺(未遂)・自傷(未遂)・職員による死亡(負傷)・疾病死亡
	逃走・職員の殉職(負傷)・その他(
発生年月日	年 月 日(曜日)午前・午後 時 分
発 生 場 所	
要保護者	本籍 住所 職業 氏名 年 月 日生(歳)
保護の種別	精神錯乱者・でい酔者・酩酊者・迷い子・病人・負傷者・家出人・精神科病院無断退去者・その他()
保護の開始	令和 年 月 日 午前・午後 時 分
保護の場所	
事案の概要	
社会的反響 (報道の有無)	
参考事項	

注 略図を添付すること